

平成十八年十月六日受領  
答弁第一六号

内閣衆質一六五第一六号

平成十八年十月六日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省の邦人保護に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省の邦人保護に関する質問に対する答弁書

一について

外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）上、外務省のつかさどる事務として「邦人保護」を定義した規定はないが、外務省は、同法に基づき、例えば、「海外における邦人の生命及び身体の保護その他の安全に関すること」をつかさどっている。

二及び三について

外務省は、外務省設置法に基づき、「日本国政府を代表して行う外国政府との交渉」等に関することをつかさどることとされており、「外国政府との交渉」には、御指摘のような場合を含め、日本国民の生命及び身体の保護その他の安全を確保するために外国政府と行う交渉も含まれる。今回の北方四島周辺水域における日本漁船の銃撃・だ捕事件に際しては、ロシア連邦政府に対し、一貫して御指摘の乗組員の速やかな解放を求めてきたところである。